

回答については、質問時の基準に沿って回答しておりますので、現時点とは異なっている場合もございます。

Q - 28 (インフルエンザ、患者発生時対応、予防内服、予防接種)

当施設は超重症者も含む障害者施設です。1病棟(1階)、2病棟(2階)という構造になっております。インフルエンザ流行期の感染対策に関して教えてください。現在感染対策委員会のもと以下の対応しております。

マスク着用、うがい励行。手洗い等スタンダードプレコーションの徹底。

病棟分離：発症者が出た病棟では患者・職員の病棟間行き来の禁止(医師・薬剤師はうがい・手洗い励行、マスク着用の上行き来は可)。

罹患者隔離：居室の不足・構造上の問題から同室隔離(発症者にはタミフル治療域、同室者には予防域投与)になる事が多いです。

外泊、面会の制限・禁止

以上で何か問題点はございますか？

また以下の疑問点につきご指導下さい(2階の患者は意識してベッドで安静にするという事が難しく歩き回り、1階の患者は超重症を含めてベジタブル状態です)。

1. 病棟間患者の行き来は制限しても、職員間の制限は必要か？
2. 2階の患者の性質上インフルエンザ発症者が出た時、皆濃厚接触とみなし2階すべての患者に抗ウイルス薬予防投与の必要性の是非(ほとんどの患者はワクチン接種済み)。
3. 職員への抗ウイルス薬投与の是非(ほとんどの職員はワクチン接種済み)。

A - 28

職員と患者のほとんどはワクチン接種済みとのことですので、貴施設の対応を拝見させていただき、基本的なところは考慮されていると思います。

発症者の個室管理あるいは同室者を他室に移動させることが困難な場合は、発症者には抗ウイルス薬を投与し、同室者にも抗ウイルス薬の予防投与を行います。また、患者との同室者について、マスクの着用、手洗い、うがい等の感染防止対策を徹底するように指導します¹⁾。

インフルエンザ施設内流行対策として、抗ウイルス薬の使用と以下の集団発生対策があげられます²⁾。

インフルエンザ患者や疑い例をまとめて管理する。

ワクチン未接種の職員や入院患者にワクチン接種を行う。

職員の病棟間の移動や建物間の移動を制限する。

有症状の職員や訪問者が患者と接触することを制限する。

病棟内でインフルエンザ患者が発生した場合は、一般的には以下のように対応します。

感染者が一病室に限定されていれば、感染者(マスク着用)の移動する範囲にある病室に入院中の患者においては、インフルエンザのハイリスクでありワクチン未接種の場合は、抗ウイルス薬の予防投与を考慮します。

病棟内流行が発生した場合は、今シーズンのワクチン接種の有無にかかわらず、他の部屋も含めすべての患者に抗ウイルス薬を投与します。このような状況では、看護師や医師などの医療従事者は、飛沫感染対策として外科用マスクを着用し、ハイリスク患者の看護・介護にあたるワクチン未接種の職員に対しては、抗ウイルス薬の予防投与を考慮します。

貴施設の2階の患者は安静が困難で歩き回るといいますので、病棟内流行発生時に準じた対策が必要と思われる。

職員の病棟間の移動は制限が必要です。医師、薬剤師など複数の病棟の重症患者と接触する場合は、すでに感染し潜伏期間にある可能性もあるため、貴施設における医師・薬剤師の対応に加え、抗ウイルス薬の予防投与を行っていただいた方が安全と思われる。ただし、現在リン酸オセルタミビル(タミフル[®])服用との関連が推察される異常行動が成人においても指摘されており、十分な注意が必要と考えます。

【参考文献】

- 1) 厚生労働省健康局結核感染症課、日本医師会感染症危機管理対策室：インフルエンザ施設内感染予防の手引き、平成18年2月改定
- 2) 廣田良夫、葛西 健監修：米国疾病管理センター(CDC)予防接種諮問委員会(ACIP)勧告2006年版「インフルエンザの予防と対策」、日本公衆衛生協会発行